

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正の概要

住宅計画課

1 改正の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等が施行された。

これに伴い、建築基準法が改正されることから、関連するマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

建築基準法の項ずれ等に伴い、所要の改正を行う。（第2条）

3 施行日

公布の日から施行する。